

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 1）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 合併処理浄化槽整備事業
 - ・ 水質監視事業

- 2 環境保全関係事業のうち、次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ・ 水資源有効活用促進事業
 - ・ 新世紀漱石の森づくり事業

平成 2 1 年 1 月 2 9 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	1 清掃事業	小項目名	01 合併処理浄化槽整備事業
協議内容	人槽ごとの補助金額の違いをどうするのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>公共用水域水質汚濁原因の 80%以上が生活排水によるものであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題である。そこで、し尿と併せて生活雑排水も処理でき、下水道に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費の4割程度を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,472,000円 ・ 31～50人槽 2,037,000円 <p style="text-align: center;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>補助対象人槽については、上記のとおり。 補助額は、国の交付金要綱改正により変更あり。 高度処理浄化槽設置については上乗せあり。</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱</p> <p>平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度決算 62,394千円(158基) 平成19年度決算 73,617千円(172基)</p>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁、及び地下水汚染防止は、地下水を飲用水としている本町では、重要な課題である。そこで、し尿と生活排水を併せて処理でき、水環境改善に多大な効果を上げる小型合併処理浄化槽の普及を促進し、大切な水資源を守るため、下水道認可区域外、及び農業集落排水事業区域外において、居住目的の自己用住宅、及び小規模店舗付住宅で、処理対象人員 10人槽以下の合併処理浄化槽に設置費の補助をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 300,000円 ・ 6人槽 360,000円 ・ 7人槽 420,000円 ・ 8人槽 480,000円 ・ 9人槽 540,000円 ・ 10人槽 600,000円 <p style="text-align: center;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 城南町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項</p> <p>平成17年度決算 16,560千円(46基) 平成18年度決算 17,820千円(49基) 平成19年度決算 17,040千円(49基)</p>	
相 違 点 と 課 題	<p>・人槽ごとの補助金額の違いをどうするか。</p>		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	2 環境対策事業	小項目名	01 水資源有効活用促進事業
------	----------	------	----------------

協議内容	合併後は、城南町域を含む全市域を対象として事業を実施する。
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。

制度比較

	熊本市	城南町
市 町 別 内 容	<p>1. 広報啓発活動</p> <p>市民の共通の財産である地下水を将来にわたり保全していくために、地下水保全への意識高揚や保全活動への促進を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 966千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 990千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 929千円</p> <p>2. 雨水貯留施設助成</p> <p>下水道の整備により不用となった浄化槽を、雨水貯留槽に転用する者、また、住宅の屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する者に助成することにより、雨水利用を促進し、水資源の有効利用を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">助成額 雨水貯留槽 工事費用の2/3以内</p> <p style="margin-left: 40px;">限度額 70千円</p> <p style="margin-left: 20px;">雨水貯留タンク 工事費用の2/3以内</p> <p style="margin-left: 40px;">(対象:200㎡以上)限度額 35千円</p> <p>※熊本市雨水貯留施設補助金交付要綱に基づく</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 1,390千円</p> <p style="margin-left: 40px;">貯留槽 2基 貯留タンク 43基</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 2,752千円</p> <p style="margin-left: 40px;">貯留槽 12基 貯留タンク 61基</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 2,251千円</p> <p style="margin-left: 40px;">貯留槽 11基 貯留タンク 47基</p> <p>3. 雨水利用推進</p> <p>小学校に雨水貯留タンクを設置し、雨水利用の啓発を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 1,296千円 10校</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 2,963千円 24校</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 3,439千円 27校</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
		次頁へ続く

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	2 環境対策事業	小項目名	02 水質監視事業
協議内容	1・3 合併後は、城南町域を含む全市域を対象として事業を実施する。 2 河川等8箇所の水質調査を開始した状況と現状とを比較し、事業の内容について協議する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1 地下水質監視 水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水質を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 1,999 千円(調査井戸数:242 本) 平成 18 年度決算 1,679 千円(調査井戸数:241 本) 平成 19 年度決算 2,140 千円(調査井戸数:215 本)</p> <p>2. 公共用水域水質調査 水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域(河川・海域)の水質を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 1,641 千円 平成 18 年度決算 1,510 千円 平成 19 年度決算 2,273 千円</p> <p>3. 化学物質汚染調査 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の環境(水質・底質・土壌)中のダイオキシン類の濃度を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 4,956 千円 平成 18 年度決算 4,200 千円 平成 19 年度決算 7,203 千円</p>	<p>1. 該当なし</p> <p>2. 公共用水域水質調査 (河川等8箇所) 平成 17 年度決算 126 千円 平成 18 年度決算 115 千円 平成 19 年度決算 118 千円</p> <p>3. 該当なし</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	2 環境対策事業	小項目名	03 新世紀漱石の森づくり事業
協議内容	熊本市のみの事業		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制度比較		
	熊本市	城南町
市 町 別 内 容	<p>新世紀漱石の森づくり事業</p> <p>1 事業内容</p> <p>「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。</p> <p>①家庭の森づくり</p> <p style="padding-left: 20px;">3m以上の樹木を植栽する者に50%補助 (限度額 20 千円)</p> <p>②事業所の森づくり</p> <p style="padding-left: 20px;">事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽等をする者に50%補助</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 生垣の設置 限度額 70 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 構造物などの取り壊し 限度額 50 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 樹木の植栽</p> <p style="padding-left: 20px;">助成額は(1)～(3)の合計で限度額 300 千円</p> <p>③緑の街並みづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 生垣の設置 限度額 70 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 構造物などの取り壊し 限度額 50 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">助成額は(1)(2)の合計</p> <p>④記念樹配布</p> <p style="padding-left: 20px;">誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布</p> <p>2 事業実績および予算</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度 ①②③補助執行額 10,877 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配布本数 851 本 850 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度 ①②③補助執行額 8,004 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配付本数 1,075 本 1,066 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度 ①②③補助決算額 5,132 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配付本数 1,000 本 1,075 千円</p>	<p>該当なし</p>
相 違 点 と 課 題		